

陳情一覽表

平成30年2月26日(月)

陳情番号	件名	陳情者	付託委員会
陳情第1号	陳情書「②地区分団長用の委任状の作成・配布の廃止を求める事に関する陳情」	中津川市在住 伊藤 いくこ	総務企画委員会
陳情第2号	陳情書「消防本部作成の消防団員の委任状に基づき受任者に手当の支払いをする事を求める事に関する陳情」	中津川市在住 伊藤 いくこ	総務企画委員会
陳情第3号	陳情書「消防団条例第17条により消防団員に支給される手当の不足分の支払いを求める事に関する陳情」	中津川市在住 伊藤 いくこ	総務企画委員会

陳 情 文 書 表

平成 3 0 年 第 1 回 中 津 川 市 議 会 （ 定 例 会 ）

平成 3 0 年 2 月 2 6 日 （ 月 ）

受理番号	陳情第 1 号	受理年月日	平成 3 0 年 2 月 1 6 日
件名	陳情書「②地区分団長用の委任状の作成・配布の廃止を求める事に関する陳情」		
陳情者	中津川市在住 伊藤 いくこ	付 託 委 員 会	総務企画委員会
<p>(1) 要旨 ②地区分団長用の委任状の作成・配布の廃止を求める</p> <p>(2) 理由 各分団の団員は、③地区団員用の委任状で消防団条例第 1 7 条の規定に基づく手当の請求等を委任している。 ところが、各分団長は②地区分団長用の委任状で、分団団員の手当の請求等を団長にしている。 ③地区団員用の委任状の文面には、民法第 1 0 4 条記載の「本人の許諾」は書かれておらず、また各分団長もやむを得ない事由があるとも考えられない。 また民法第 1 0 6 条にあるように法定代理人以外は自己の責任で復代理人を選任できない。 ③地区団員用の委任状には法定代理人と記載がない為、消防団長を復代理人には選任できない為、民法第 1 0 4 条から民法第 1 0 7 条に基づくこの委任状は無効と考えられる。 したがって、②地区分団長用の委任状の作成・配布の廃止を求める。</p>			

陳 情 文 書 表

平成 3 0 年 第 1 回 中 津 川 市 議 会 （ 定 例 会 ）

平成 3 0 年 2 月 2 6 日 （ 月 ）

受理番号	陳情第 2 号	受理年月日	平成 3 0 年 2 月 1 6 日
件名	陳情書「消防本部作成の消防団員の委任状に基づき受任者に手当の支払いをする事を求める事に関する陳情」		
陳情者	中津川市在住 伊藤 いくこ	付 託 委員会	総務企画委員会
<p>(1) 要旨 委任状に基づき受任者に手当の支払いをする事を求める</p> <p>(2) 理由</p> <p>①消防団員から団長への委任状には、受任者の名前に「中津川市消防団長様」とある。中津川市消防団条例第 1 7 条には「団員には、別表にあげる手当を支給する」とあり、別表には区分として、団長・団員等が記載されている。すなわちこの区分に分かれていてもすべて団員である。しかし、この委任状には団員が団員に消防団員報酬の請求、受領を委任した委任状であるにもかかわらず、支出命令添付書類の各分団支給額の振込銀行口座には、団会計の名前があり、全く委任もされていない第 3 者が受領している。 したがって、委任状に基づき受任者に支払いをする事を求める。</p> <p>②現在、消防本部が作成している委任状は 4 通あり、そのうちの 1 通はすべての団員から消防団長あてが「団員報酬」を、それ以外の 3 通は「消防団条例第 1 7 条に基づき支給される手当」の請求・受領等を委任している。 制服等は全て貸与である為、条例に記載のある報酬は「消防団条例第 1 7 条の手当」と「中津川市非常勤消防団員に係る退職報償金」の 2 つしかなく、退職報償金は退団後にしか支給されない。 つまり 4 通の委任状は文面は違えど全て消防団条例第 1 7 条に基づく手当の請求等を委任している。 同じ委任内容であるならば、新たに出された委任状を消防本部は受理しているので、その新たな委任状に基づき受任者に支払いする事を求める。</p> <p>③団員が団長に委任した委任状には「消防団在職中、」とある。 この句読点はここで文面が区切られているという事であるが、団員手当は 4 期に分かれて支給されており、例えば 3 月末で退団した場合、支出命令が出るのは約 1 ヶ月後となる。1 ヶ月後には、委任者はすでに退団しており在職中ではないので、受任者は請求も受領もできない。 にもかかわらず、退団者の分の手当も全て消防団会計が受領している。 したがって、在職中のみ委任状に基づき受任者に支払いをする事を求める。</p>			

陳 情 文 書 表

平成 3 0 年 第 1 回 中 津 川 市 議 会 （ 定 例 会 ）

平成 3 0 年 2 月 2 6 日 （ 月 ）

受理番号	陳情第 3 号	受理年月日	平成 3 0 年 2 月 2 0 日
件名	陳情書「消防団条例第 1 7 条により消防団員に支給される手当の不足分の支払いを求める事に関する陳情」		
陳情者	中津川市在住 伊藤 いくこ	付 託 委 員 会	総務企画委員会
<p>(1) 要旨 消防団条例第 1 7 条により消防団員に支給される手当の不足分の支払いを求める。</p> <p>(2) 理由 H 2 7 年の消防団条例別表改正後、団員手当の出動・警戒が条例に基づき支給されていない。 改正後、消防団条例別表の手当に関する運用基準 1 (5) に毎月各分団から本部警防課へ出動記録簿を提出させるとある。 出動記録簿をもとに支出命令添付書類を警防課消防団係が作成し、その後、市から団員に支給される。 しかし、条例改正後、出動記録簿提出状況を見ると丸 1 年記録簿を提出していない分団もかなりある。団本部、女性団員、音楽隊、ラッパ分団は丸 1 年提出されていない年もある。 中津川市消防団規則第 1 3 条 (3) に日誌と記載がある為、出動記録簿は容易に作成できると思われるが、本部も提出させていない。 条例改正後出動記録簿と異なる回数分の手当、1 / 4 期 1 0 日分、2 / 4 期 5 日分、3 / 4 期 3 日分、4 / 4 期 2 日分と 2 0 日以上出動した団員に対しても 1 日も出動していない団員に対しても毎年一律で 1 年 2 0 日分 × 1, 1 0 0 円 = 2 2, 0 0 0 円を支給している。 運用基準 1 (1) に予算案 1 人 2 0 日とあるが、これはあくまで予算案であり 2 0 日以上支給可能である。 消防本部の救急救命士も条例改正後の 2 年前までさかのぼり労働基準法に基づき未払い分の手当が支払われている。 消防団員手当も H 2 7 年度までさかのぼり、出動が 2 0 日分以上の団員には、日数にみあった不足分の手当の支払いを求める。</p>			